

## 蔵王鳥獣保護区蔵王特別保護地区指定計画書（再指定） 新旧対照表

現 行	改 正 後
<p>1 鳥獣保護区の概要</p> <p>(1) 特別保護地区の名称 蔵王鳥獣保護区特別保護地区</p> <p>(2) 特別保護地区の区域 別添区域説明図のとおり</p> <p>(3) 鳥獣保護区の存続期間 平成 20 年 11 月 1 日～平成 30 年 10 月 31 日 (10 年間)</p> <p>(4) 特別保護地区の指定区分 森林鳥獣生息地</p> <p>(5) 特別保護地区の指定目的 蔵王鳥獣保護区は、蔵王国定公園内に位置し、ブナ、アオモリトドマツ、ナナカマド、ミズナラ等の多彩な樹林が分布している。このような野生鳥獣にとって優れた生息環境を反映して、ニホンカモシカをはじめ多様な鳥獣が生息している。</p> <p>特に、当該鳥獣保護区の中でも、坊平高原の仙人沢から、標高 1,500メートル以上の蔵王連峰の主峰熊野岳を含む高山地帯までの地域は、標高が高くなるにつれ、ブナーミズナラ群落、アオモリトドマツーダケカンバ群落、高山性低木林帯へと変化に富んだ自然が多く残されている。また、ブナの天然林が残されている坊平高原の仙人沢は、県が野鳥の森として指定し、野鳥愛護の普及啓発の場として重要な位置付けをしており、多種多様な鳥獣の良好な生息地として特に重要な区域となっている。</p> <p>このため、当該区域は、蔵王鳥獣保護区の中でも特に保護を図る必要がある区域であると認められることから、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第 29 条第 1 項に規定する特別保護地区に指定し、当該地域に生息する鳥獣およびその生息地の保護を図るものである。</p>	<p>1 鳥獣保護区特別保護地区の概要</p> <p>(1) <u>鳥獣保護区特別保護地区</u>の名称 蔵王鳥獣保護区蔵王特別保護地区</p> <p>(2) <u>鳥獣保護区特別保護地区</u>の区域 別添区域説明図のとおり</p> <p>(3) <u>鳥獣保護区特別保護地区</u>の存続期間 <u>平成 30 年 11 月 1 日から平成 50 年 10 月 31 日まで (20 年間)</u></p>
<p>2 特別保護地区の保護に関する指針</p> <p>(1) 保護管理方針 ゴミの散乱等による鳥獣の生息への影響や違法捕獲防止のため、職員や鳥獣保護員による巡視に努めるとともに、関係市や関係機関、地域住民等と連携協力した普及啓発事業に取り組む。</p>	<p>2 <u>鳥獣保護区特別保護地区の保護に関する指針</u></p> <p>(1) <u>鳥獣保護区特別保護地区の指定区分</u> <u>森林鳥獣生息地の保護区</u></p> <p>(2) <u>鳥獣保護区特別保護地区の指定目的</u> <u>蔵王鳥獣保護区は、蔵王国定公園内に位置し、ブナ、アオモリトドマツ、ナナカマド、ミズナラ等の多彩な樹林が分布している。このような野生鳥獣にとって優れた生息環境を反映してツキノワグマ、ニホンカモシカをはじめ多様な鳥獣が生息している。</u> <u>特に、当該鳥獣保護区の中でも、坊平高原の</u></p>

仙人沢から、標高 1,500 メートル以上の蔵王連峰の主峰熊野岳を含む高山地帯までの地域は、標高が高くなるにつれ、ブナミズナラ群落、アオモリトドマツダケカンバ群落、高山性低木林帯へと変化に富んだ自然が多く残されており、国内希少野生動物種のイヌワシの生息も確認されている。

また、ブナの天然林が残されている蔵王坊平高原地区に、「山形県野鳥の森」を設置し、野鳥愛護の普及啓発の場として重要な位置付けをしており、多種多様な鳥獣の良好な生息地として特に重要な区域となっている。

このため、当該区域は、蔵王鳥獣保護区の中でも特に保護を図る必要がある区域であると認められることから、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第 29 条第 1 項に規定する特別保護地区に指定し、当該地域に生息する鳥獣およびその生息地の保護を図るものである。

(3) 管理方針

ア) 鳥獣保護管理員等による鳥獣のモニタリング調査等を通じて、区域内の鳥獣の生息状況の把握に努める。

イ) 登山者等によるゴミの投げ捨て等による鳥獣の生息への影響等を防止するため、普及啓発活動や現場巡視等を実施し、区域内の鳥獣の良好な生息環境の維持に努め、鳥獣の安定的な生息に支障が及ぶことのないよう留意する。

3 鳥獣保護区の区域に編入しようとする土地の地目別面積及び水面の面積

総面積	944 ha								
内訳									
ア 形態別内訳									
林野	944 ha								
農耕地	ha								
水面	ha								
その他	ha								
イ 所有者別内訳									
国有地	944 ha								
		制限林 880 ha	保安林 880 ha						
			砂防指定地 ha						
		普通林 64 ha	その他 ha						
国有林	<table border="0"> <tr> <td>林野庁所管</td> <td>944 ha</td> </tr> <tr> <td>文部科学省所管</td> <td>ha</td> </tr> <tr> <td>(以下所管省庁別に記載)</td> <td></td> </tr> </table>	林野庁所管	944 ha	文部科学省所管	ha	(以下所管省庁別に記載)			
林野庁所管	944 ha								
文部科学省所管	ha								
(以下所管省庁別に記載)									
国有林以外の国有地 (所管省庁別に記載)	ha								
地方公共団体有地	ha	果有地	ha						
私有地等	ha	市町村有地等	ha						
公有地水面	ha								
ウ 他の法令(条例を含む)による規制区域									
自然環境保全法による地域	ha	自然環境保全地域特別地区	ha						
		自然環境保全地域普通地区	ha						
自然公園法による地域	944 ha	特別保護地区	802 ha						
		特別地域	142 ha						
		普通地域	ha						
文化財保護法による地域	ha								

3 鳥獣保護区特別保護地区の面積内訳別表 1 のとおり

<p>4 指定区域における鳥獣の生息状況</p> <p>(1) 当該地域の概要</p> <p>ア 鳥獣保護区の位置 蔵王国定公園内に位置する。</p> <p>イ 地形、地質等 標高1,500メートル以上の蔵王連峰の主峰熊野岳を含む高山地帯から仙人沢までの地域は、火山活動の影響で、地形・地質的に変化に富んでいる。</p> <p>ウ 植物相の概要 標高1,200メートルまでは、ブナ・ミズナラ群落を主とした落葉樹林帯に覆われ、さらに標高1,600メートルまでは亜高山帯となり、アオモリトドマツ群落やナナカマド・ミネカエデ群落が主体となる。標高1,600メートル付近では、ハイマツを中心とした高山低木群落、さらに高所の熊野岳付近ではコマクサ・コメススキ群落等の高山帯の植生が点在している。</p> <p>また、仙人沢の沢底には、ヤマハンノキなどの高木林が見られ、南側斜面にはウダイカンバ・ミズナラ群落が見られる。</p> <p>エ 動物相の概要 自然度の高い天然林帯、高山帯、渓谷を中心に生息する鳥獣が多く、多様な鳥獣の生息適地になっている。</p> <p>(2) 生息する鳥獣類</p> <p>ア 鳥類 アオゲラ、アオジ、アカゲラ、アカショウビン、アカハラ、○アトリ、○アマツバメ、イカル、イヌワシ、○イワツバメ、イワヒバリ、○ウグイス、○ウソ、エナガ、オシドリ、オオルリ、○カケス、カシラダカ、○カッコウ、○カヤクグリ、カルガモ、カワガラス、キクイタダキ、キジバト、キセキレイ、○キビタキ、○クロジ、クロツグミ、○コガラ、コゲラ、コシアカツバメ、○ゴジュウカラ、コマドリ、コルリ、○シジュウカラ、シメ、ジュウイチ、シロハラ、タヒバリ、チョウゲンボウ、○ツグミ、ツツドリ、ツバメ、トビ、トラツグミ、ノスリ、○ハシブトガラス、ハシボソガラス、○ヒガラ、ヒバリ、○ビンズイ、○ホオジロ、ホシガラス、○ホトトギス、○マヒワ、ミソサザイ、メジロ、メボソムシクイ、○モズ、ヤブサメ、ヤマガラ、ヨタカ、ルリビタキ等</p> <p>イ 獣類 ニホンツキノワグマ、トウホクノウサギ、ニホンザル、○ホンドキツネ、○ホンドタヌキ、ホンドテン、○ニホンカモシカ 等</p>	<p>4 指定区域における鳥獣の生息状況</p> <p>(1) 当該地域の概要</p> <p>ア 鳥獣保護区特別保護地区の位置 蔵王国定公園内</p> <p>イ 地形、地質等 標高1,500メートル以上の蔵王連峰の主峰熊野岳を含む高山地帯から仙人沢までの地域は、火山活動の影響により、地形・地質が変化に富んでいる。</p> <p>ウ 植物相の概要 標高1,600メートルまでは亜高山帯となり、アオモリトドマツ群落やナナカマド・ミネカエデ群落が主体となる。標高1,600メートル付近では、ハイマツを中心とした高山低木群落、さらに高所の熊野岳付近ではコマクサ・コメススキ群落等の高山帯の植生が点在している。</p> <p>エ 動物相の概要 自然度の高い天然林帯、高山帯、渓谷を中心に生息する鳥獣が多く、多様な鳥獣の生息適地になっている。</p> <p>(2) 生息する鳥獣類</p> <p>ア 鳥類 <u>別表2のとおり</u></p> <p>イ 獣類 <u>別表3のとおり</u></p>
--	---

<p>(3) 当該地域の農林水産物の被害状況 該当なし</p> <p>5 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第32条の規定による補償に関する事項 当該区域において、鳥獣の生息及び繁殖に必要な施設を設置する場合に、損失を受けることとなる者に対しては、通常生ずべき損失の補償をする。</p> <p>6 鳥獣保護区の指定及び維持管理に関する事項</p> <table border="0" data-bbox="188 577 750 654"> <tr> <td>① 鳥獣保護区用制札</td> <td>36本</td> </tr> <tr> <td>② 特別保護地区用制札</td> <td>10本</td> </tr> </table>	① 鳥獣保護区用制札	36本	② 特別保護地区用制札	10本	<p>(3) 当該地域の農林水産物の被害状況 <u>特になし</u></p> <p>5 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第32条の規定による補償に関する事項 <u>当該鳥獣保護区内に鳥獣の生息及び繁殖に必要な施設を設置することにより被害を受けた者に対しては、通常生ずべき損失を補償する。</u></p> <p>6 鳥獣保護区<u>特別保護地区</u>の指定及び維持管理に関する事項 <u>特別保護地区用制札 10本 (10)</u> <u>※ ( ) 内の数値は既設の本数</u></p> <p>7 参考事項</p> <p>(1) 当初指定 <u>昭和59年11月1日(昭和59年10月5日県告示第1308号)</u></p> <p>(2) 経緯</p> <p><u>ア 平成10年11月1日 存続期間の更新(平成10年10月16日県告示第1000・1004号)</u></p> <p><u>イ 平成20年11月1日 存続期間の更新(平成20年10月31日県告示第937号)</u></p>
① 鳥獣保護区用制札	36本				
② 特別保護地区用制札	10本				